

**令和3年度  
やまがた社会貢献基金協働助成事業  
【一般型】**

**募 集 要 項**



やまがた社会貢献基金  
Yamagata Social Contribution Fund

# 目 次

■ 共通事項	
1 目的・趣旨	1
2 応募団体の資格	1
3 募集する事業・補助金額	2
4 応募方法	4
5 審査方法	4
6 助成事業の流れ	5
7 留意事項等	6
■ 重点課題テーマ及び県政課題テーマ	7
■ 応募書類	
○ 様式	
企画提案書（様式第1号）	14
事業計画書（様式第2号）	15
収支計算書（様式第3号）	16
○ 記入例	17
■ 協働助成事業Q & A	20

## 【応募書類提出先・問合せ先】

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（山形県庁2階）

山形県防災くらし安心部 消費生活・地域安全課

県民活動・防災ボランティア支援室

【電話】 023-630-3157（直通）

【ファクシミリ】 023-625-8186

【ホームページ】 <https://www.pref.yamagata.jp/kurashi/npo/kikin/index.html>

# 令和3年度やまがた社会貢献基金協働助成事業（一般型）募集要項 共通事項

## 1 目的・趣旨

「やまがた社会貢献基金」は、誰もが安心して暮らせる住み良い地域社会をつくるため、社会や地域に貢献したいという思いを持った県民や企業等からの寄附金と県の拠出金で造成しました。

この基金を活用して、NPOと多様な主体が協働しながら社会や地域の課題解決に取り組む社会貢献活動の企画提案を募集し、補助します。

## 2 応募団体の資格

次の(1)、(2)のいずれかに該当する団体とします。

### (1) 次に掲げる要件のすべてを満たす特定非営利活動法人及び認定特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）又は任意団体

- ① 主として社会貢献活動を行う民間の団体であり、県内で原則1年以上にわたり継続的に活動していること
- ② 主たる事務所の所在地及び活動を行う主たる区域が山形県内であること
- ③ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備していること
- ④ 県税その他租税を滞納していないこと
- ⑤ 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと
- ⑥ 暴力団でないこと、暴力団・その構成員（かつて構成員だった者を含む）・暴力団関係者の統制下にある団体でないこと
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制法による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと
- ⑧ 団体の役員の全員が次に該当しないこと
  - ・ 成年被後見人又は被保佐人
  - ・ 破産者で復権を得ないもの
  - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
  - ・ 特定非営利活動促進法もしくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
  - ・ 暴力団の構成員（かつて構成員だった者を含む）、関係者
  - ・ 設立認証を取り消されたNPO法人の解散当時の役員で、設立認証を取り消された日から2年未満の者

### (2) 「山形県社会貢献活動促進基金実施要領」に基づき団体支援助成事業の実施団体として登録されているNPO法人又は任意団体

### 3 募集する事業・補助金額

#### (1) 募集する事業・補助金額

募集する事業は、次のとおりです。

なお、応募は1団体につき1提案までとします。

部 門	重点課題部門	県政課題部門	自由提案部門
事 業	重点課題を踏まえ県が設定したテーマ <sup>※1</sup> に対し、NPOが事業を提案。	県政課題を踏まえ県が設定したテーマ <sup>※1</sup> に対し、NPOが事業を提案。	地域や社会の課題を踏まえ、NPOが事業を提案。
件 数	2件程度	あわせて8件程度	
補助金額	1件あたり100万円以内	1件あたり50万円以内	
	補助金の額は、補助対象経費のうち、部門毎に設定する上記の金額を上限とし、予算の範囲内で決定します。		
事業実施期間	事業の採択日から令和4年2月末日まで		
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自由で先進的な発想や専門的なノウハウ等を活かした独自性の高い事業であること。</li> <li>○ NPOと県との協働<sup>※2</sup>により実施される事業であること。 (NPOと県とが協働し、効果的に事業を実施するため、事業の内容について担当課と相談のうえ、企画提案してください。)</li> </ul>		

※1 重点課題テーマ及び県政課題テーマはP7～13をご覧ください。

※2 この募集要項でいう「協働」とは、共通の目的を達成するために、各主体がお互いの特性を認識・尊重し合い、意思の疎通を図りながら、共通する領域の課題の解決に向けて協力・協調する関係をいいます。

#### 【県との協働の形態（例）】

「共催」 : NPOと県が主催者となって、共同で一つの事業を行う。

「実行委員会・協議会」 : NPOと県で実行委員会・協議会等を構成し事業を行う。

「事業協力」 : NPOと県との間で、それぞれの特性を活かせるよう役割を分担し、一定期間継続的な関係のもとで、協力して事業を行う。

「情報の提供」 : NPOと県が互いに持っている情報を提供し、共有しあいながら事業を行う。

「後援」 : NPOが行う事業に対して県が名義後援を行い、事業を行う。

**【応募できない事業】**

- ① 社会貢献活動としてふさわしくない次のような事業。
  - ・ 営利を目的とする事業
  - ・ 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
  - ・ 政治、宗教に関わる事業
- ② 国や県、市町村から補助又は委託を受けている又は受ける見込みの事業。
- ③ 過去にやまがた社会貢献基金の助成を受けた団体において、同じ事業内容で2回助成を受けたことのある事業。  
ただし、重点課題部門についてはその限りではない。

**(2) 補助対象経費**

区 分	内 容
謝 金	外部講師等に係る謝金 (一人当たり10万円以内)
旅 費	職員の交通費、外部講師等の交通費・宿泊費
印刷製本費	パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費
消耗品・ 材料購入費	消耗品・材料等の購入費 (単価5万円未満のものに限る。)
通信運搬費	宅配・郵送料等
保 険 料	ボランティア保険等
使 用 料	会議室等の賃借料及びリース・レンタル料
人 件 費	事業に従事した分の職員の給料手当、臨時職員の賃金、 社会保険料等 (補助対象とできる額は補助金額の3割以内)
委 託 費	専門機関への調査等委託に要する経費など (補助対象とできる額は補助金額の2割以内)
そ の 他	その他知事が必要と認める経費

※ 次の経費は補助対象外となります。

- ・ 財産形成につながる工事請負費、備品購入費（単価5万円以上の物品等）
- ・ 汎用性が高く、目的外使用になり得るものの購入経費（パソコン等）
- ・ 飲食代等の食糧費（事業に必要な食材等購入は補助対象の場合あり。要事前相談。）
- ・ 団体が運営上必要とする経費（事務所の賃借料や光熱水費等）

## 4 応募方法

所定の用紙に必要な事項を記入のうえ、山形県防災くらし安心部 消費生活・地域安全課まで、郵送又は持参してください。

### (1) 募集期間

令和3年2月26日（金）から3月26日（金）まで（締切当日必着）

### (2) 提出書類

次の書類を作成し、1部提出してください。

- ① 企画提案書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 添付書類
  - イ 団体の定款・規約・会則等
  - ロ 最新の役員名簿
  - ハ 現年度の団体の事業計画及び予算書
  - ニ 前年度の団体の決算書
  - ホ その他参考資料（団体を紹介した新聞記事など）※A4判片面3枚まで

※ 様式各号は、県のホームページからダウンロードできます。

※ 応募に係る経費はすべて応募者の負担とします。また、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却いたしません。

※ 提出書類はすべて片面印刷とし、ホチキス止めはしないでください。

## 5 審査方法

### (1) 審査機関

外部有識者等による第三者機関である山形県NPO推進委員会における審査を経て、県が補助団体、補助事業及び補助金額を決定します。

### (2) 審査方法

公開プレゼンテーションによる審査を踏まえ決定します。

※ プレゼンテーションを欠席した場合は、公共交通機関の運行停止等やむを得ない場合を除き、失格となります。

※ 応募者多数の場合、書面による事前審査を行い、公開プレゼンテーションの対象事業をあらかじめ選定する場合があります。

※ 公開プレゼンテーションは、オンラインで実施する場合があります。

### (3) 審査項目

- ① 県政課題解決への貢献性（重点課題部門・県政課題部門）  
重点課題・県政課題の解決に資する内容となっているか。
- ② 事業の公益性・必要性（自由提案部門）  
提案されたテーマ及び事業は、社会に必要なものか。公益の増進に資するか。
- ③ NPOならではの独創性・先進性  
課題解決を図る手法等には、他の模範となるような独創性や先進性があるか。
- ④ 協働の必要性  
課題解決のために県との協働という手法をとることが適当か。
- ⑤ 事業の実現可能性  
団体には、計画を実現できるだけの体制があるか。  
提案された事業手法等は十分に実現可能なものか。
- ⑥ 事業の計画性  
今後も自立的に継続して行われる事業か。また、発展が見込まれる事業か。
- ⑦ 積算内容の妥当性  
費用の見積もりは、過大あるいは過小ではないか。

## 6 助成事業の流れ

① 事業の公募	令和3年2月26日（金）から3月26日（金）まで
② 事業の審査	5月（予定） ※ 公開プレゼンテーションによる審査会を開催
③ 採択決定通知	5月下旬（予定）
④ 事業実施説明会	6月（予定） ※ 事業実施にあたっての注意事項等を説明
⑤ 補助金の交付申請	6月（予定）
⑥ 補助金の交付決定	7月（予定）
⑦ 事業実施	事業の採択日から令和4年2月末日まで ※ 採択された事業計画書に沿って事業を実施 ※ 資金計画に応じ概算払いをすることができます
⑧ 実績報告	事業完了後15日以内の実績報告書を提出
⑨ 額の確定・精算払	実績報告書の内容等を確認後、補助金の額を確定し、精算払
⑩ 成果報告会	令和4年度中（予定）

## 7 留意事項等

### (1) 選定された団体の責務

「山形県補助金等の適正化に関する規則」及び「山形県NPO活動促進補助金交付要綱」の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務を負います。

### (2) 情報公開への同意

提案事業の概要、団体名、代表者名及び審査結果については、ホームページ等により公表します。

### (3) 県の担当課との協働

本事業は「県との協働事業」として募集します。事業応募時に提出する「事業計画書（様式第2号）」は、具体的な協働形態・内容が分かるように記載してください。また、事業実施にあたっては、県の担当課と緊密に連携を取り、事業の進捗状況等について共有してください。

### (4) 補助事業の実施に係る前提条件

本事業は令和3年度当初予算の成立が前提となります。

### (5) その他

① 事業実施後は、事業評価を行い活動報告書を提出していただきます。また、成果報告会（令和4年度中に開催予定）において、活動内容及び成果について発表していただく場合があります。

② 事業実施中及び実施後において、「やまがた社会貢献基金」の普及啓発にご協力をお願いします。

③ 「やまがた社会貢献基金」は県民や企業等からの寄附により運営していることから、県の寄附募集活動の実施にあたり、事業実施団体として協力いただく場合があります。

④ 事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止に留意するとともに、政府または県の各種要請に従い、必要に応じて計画の変更、廃止等の対応を行っていただきます。

（参考）山形県新型コロナウイルス感染症に関連するポータルサイト

<https://www.pref.yamagata.jp/020072/bosai/kochibou/kikikanri/covid19/coronavirus.html>



令和3年度やまがた社会貢献基金協働助成事業（一般型）  
「重点課題部門」及び「県政課題部門」募集テーマ一覧

重点課題テーマ

県内NPOの活動基盤の充実・強化に資する中間支援の機能強化	8
-------------------------------	---

県政課題テーマ

1 県民の防災（自助・共助）意識の向上のための防災教育・啓発の推進	8
2 地域防災力充実強化のための消防団や防火クラブの理解促進	9
3 「エシカル消費（倫理的消費）」の普及・啓発の推進	9
4 災害時におけるボランティアやNPO等による円滑な支援活動の実施	9
5 NPO・ボランティア活動への参加促進	10
6 NPO活動におけるICT活用スキルアップ支援	10
7 湧水を活かした地域づくり活動の促進	10
8 地域における自殺対策の推進	11
9 アクティブシニア等を対象とした介護の理解促進	11
10 外国人と介護職、地域住民との出会い	11
11 科学との触れ合いの場の提供による子どもたちの「科学する心」の醸成	12
12 民俗芸能や文化財等を通じた地域の文化継承活動の促進	12
13 最上地域における看護師の確保	12
14 デジタル社会における未来の図書館を考える	13
15 子育てママや働くママが利用しやすい図書館づくり	13

## 重点課題テーマ

### 県内NPOの活動基盤の充実・強化に資する中間支援の機能強化

趣 旨	<p>多様化する地域社会の課題を解決するには、行政だけの対応では困難になっており、NPOの柔軟かつ機動的な対応や地域の実情に即したきめ細かい活動に大きな期待が寄せられています。しかしながら、県内の現状をみると、人材育成や活動資金の確保、NPO活動の企画運営に苦慮しているNPOも見受けられます。また、NPO活動の側面支援を行う中間支援組織の機能低下も懸念されています。</p> <p>このことから、中間支援組織がマネジメントノウハウ等を提供することにより、地域社会の課題解決に取り組むNPOの組織体制の強化や、活動の活性化が図られる企画提案を募集します。併せて、NPO支援に必要な知識・スキルを持つ人材の育成等により、中間支援組織自身の機能回復と強化につながる企画提案を募集します。</p> <p>※ 事業の対象区域は、県内の各総合支庁管轄区域を最小単位とします。なお、企画提案及び採択状況によっては県と協議させていただく場合があります。</p>
想定される協働相手	NPO活動を支援するNPO(中間支援組織)を想定しています。
具体例(協働形態)	<p>① 組織運営体制強化への支援：人材育成・助成金獲得等《共催、情報の提供》</p> <p>② 特定非営利活動促進法及び関係法制度の理解促進：法制度の普及・啓発《共催、情報の提供》</p> <p>③ 評価システム導入への支援：自己評価システムの導入支援《共催、情報の提供》</p> <p>④ NPO中間支援組織のスキルアップ(人材育成)支援：中間支援組織合同研修会等の実施《共催、啓発》</p>
担 当	消費生活・地域安全課 023-630-3238 / 室長補佐 鏡 明子

## 県政課題テーマ

### 1 県民の防災(自助・共助)意識の向上のための防災教育・啓発の推進

趣 旨	<p>近年、甚大な自然災害が日本全国で頻発しており、本県においても、いつそのような大災害が発生してもおかしくない状況にあります(30年西日本豪雨、北海道胆振東部地震、元年東日本台風、2年7月最上川水害等)。</p> <p>こうした中で、命を守り、被害を最小限にとどめるには、自治体による公助の取組みに加え、県民一人ひとりが自助の意識持ち、「自らの命は自らが守る」「地域の安全は地域みんなで守る」精神で防災・減災に取り組んでいただくことが必要となります。</p> <p>防災意識を育み、将来に繋いでいくため、また、地域防災に多様な視点を反映させるため、子どもや若者、女性に向けた防災教育・啓発につながる企画提案を募集します。</p>
想定される協働相手	防災やまちづくり等に取り組むNPO等の団体で、防災・減災に高い知見・経験を持ち、活動している団体を想定しています。
具体例(協働形態)	<p>① 児童・生徒等向け防災検定や各種防災コンテスト等の開催《共催、公の施設・労力の提供》</p> <p>② 女性や学生等の若年層等の防災士資格の取得を促進するためのPR活動・イベント等の実施《共催、公の施設・労力の提供》</p> <p>③ 地域における地区防災計画の作成支援・指導(研修会の開催等)《共催、公の施設・労力の提供》</p> <p>④ 地域や学校等を対象とした避難所運営訓練の実施・指導《共催、公の施設・労力の提供》</p> <p>⑤ 学校や職場等を対象とした防災出前教室や防災訓練等の開催《共催、公の施設・労力の提供》</p> <p>⑥ 映像等による防災教育教材の開発・作成、公開・配布等による啓発の実施《共催、公の施設・労力の提供》</p>
担 当	防災危機管理課 023-630-2671 / 防災指導専門員 佐藤 孝志

## 2 地域防災力充実強化のための消防団や防火クラブ等の理解促進

趣 旨	近年の豪雨や震災等頻発化・激甚化する災害に対応する消防団員や火災予防の普及啓発等を担う女性（婦人）防火クラブや幼年・少年消防クラブの会員は年々減少している状況にあります。そのため、消防団員や防火クラブ員等の加入を促進し、地域防災力の充実強化を図る必要があります。
想定される協働相手	理解促進を図るためには、防災・火災予防に関する知識を有することが望ましいため、防災活動や火災予防活動を行っている団体等を想定しています。
具体例（協働形態）	① 消防団や防火クラブ等の活動を理解するためのワークショップ等の開催《情報提供、後援》 ② 小中高校、大学等における出前講座による理解促進《情報提供、後援》
担 当	消防救急課 023-630-2228 / 主事 吉田 正興

## 3 「エシカル消費（倫理的消費）」の普及・啓発の推進

趣 旨	「エシカル消費（倫理的消費）」とは、「より良い社会に向けた、人や地域、環境に配慮した消費行動」です。 例えば、商品やサービスを選択するときや買い物をするとき、買ったものを処分するときなどにおいて、私たち一人ひとりが、社会的課題に気付き、その課題解決のために、自分に何ができるのか考えてみるのが「エシカル消費」の第一歩と言えます。 身近な生活の中における私たちの小さな気付きの積み重ねが、持続可能な社会づくりに向けた大きな推進力となるため、「エシカル消費」を県民に広く普及・啓発していく必要があります。
想定される協働相手	将来の世代や、内外の社会経済情勢及び地球環境への影響を懸念し、持続可能な社会の形成を意識した消費行動の普及・啓発に関心をもって、積極的に研修会などを企画・実施している消費者団体、NPO等を想定しています。
具体例（協働形態）	① 「エシカル消費（倫理的消費）」をテーマとした研修会・ワークショップ等の開催《情報提供、企画立案への参画》 ② 「エシカル消費（倫理的消費）」をテーマとしたエコクッキングやエコ工作を実施する研修会・ワークショップ等の開催《情報提供、企画立案への参画》
担 当	消費生活・地域安全課 023-630-3306 / 課長補佐 土屋 昭子

## 4 災害時におけるボランティアやNPO等による円滑な支援活動の実施

趣 旨	災害時、被災者の生活復旧や被災地の早期復興には、ボランティアによる支援が極めて大きな役割を果たします。これらに寄与する人材・団体の育成や、専門知識の普及啓発、行政・社会福祉協議会・NPO等の連携強化など、災害ボランティア活動の円滑な実施を促進するような企画提案を募集します。
想定される協働相手	災害ボランティア活動を行う人材育成などに取り組んでいるNPO等を想定しています。
具体例（協働形態）	① 災害ボランティア活動に参加する際の基本的な注意事項等を学ぶ研修会の開催《共催、情報の提供》 ② 災害時のボランティア活動や防災について日頃から取り組んでいる団体等を対象とした、被災者の多様なニーズに対応できる専門的知識を学ぶ研修会の開催や訓練等の実施《共催、情報の提供》 ③ 県内外の団体等による活動ノウハウや資機材整備状況などの情報共有を図るための、関係機関間の意見交換会の開催やネットワークづくり《共催、情報の提供》
担 当	消費生活・地域安全課 023-630-2122 / 防災ボランティア支援主査 今野 智

## 5 NPO・ボランティア活動への参加促進

趣 旨	<p>人口減少が進行する中、多様化・複雑化する地域や社会の課題解決に向けて、今後ますますボランティア・NPO活動が必要とされるとともに、一人ひとりが、各々の個性や能力を活かして自主的・主体的に取り組むことが期待されます。</p> <p>そこで、各世代がボランティア・NPO活動に関心を持ち、参加するきっかけとなるような事業を通して、ニーズに対応した県民活動の担い手育成につなげる必要があります。</p>
想定される協働相手	NPO活動を支援するNPO（中間支援組織）を想定しています。
具体例（協働形態）	<p>① ボランティア活動に関心を持ち、参加意欲を高め、ボランティアへのきっかけとなるような啓発活動や講座等の開催《共催、情報の提供、会議室の貸与》</p> <p>② ボランティア・NPO活動の事例紹介や実践者との交流会等の開催《共催、情報の提供、会議室の貸与》</p>
担 当	消費生活・地域安全課 023-630-3238 / 室長補佐 鏡 明子

## 6 NPO活動におけるICT活用スキルアップ支援

趣 旨	<p>近年のICTの進展に伴い、各分野でICTの取組みが進んでいます。NPO活動においても、ホームページやSNS等で団体の活動を広く発信するとともに、業務効率の向上、新たなサービスの提供等、地域や社会の課題解決に向けて自立的に活動を継続していくため、ICT活用を通じた活動の促進が期待されます。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン化や非対面による対応が必要とされています。</p> <p>そこで、NPO・ボランティア団体がWeb会議やSNS等を効果的に活用するためのノウハウや、NPO活動におけるICT導入・利活用に関するスキルアップを図る必要があります。</p>
想定される協働相手	NPO活動を支援するNPO（中間支援組織）を想定しています。
具体例（協働形態）	<p>① NPO活動におけるWeb会議やSNS活用についての講座等の開催《共催、情報の提供、会議室の貸与》</p> <p>② NPO活動におけるICT活用についての相談受付、アドバイザーの派遣《共催、情報の提供、会議室の貸与》</p>
担 当	消費生活・地域安全課 023-630-3238 / 室長補佐 鏡 明子

## 7 湧水を活かした地域づくり活動の促進

趣 旨	<p>本県は、山岳資源や滝、河川、ブナの原生林などとともに、清らかな湧水など豊かな自然環境に恵まれている一方で、その活用や情報発信が政策課題となっています。</p> <p>県ではH27から「里の名水・やまがた百選」事業により、地域の優れた湧水を名水として選定し、水環境の保全と地域おこしや観光資源への活用を目指しています。地域の湧水は、水辺の見栄えを良くしたり効果的な情報発信をすることで、その価値を高め、地域おこしのツールや観光資源の一つとして位置づけられるようになります。</p> <p>湧水を観光資源として活用できる素材に磨き上げる活動は、地域を知る住民や民間団体によって行われることが望ましく、今後力を入れていく必要があります。</p>
想定される協働相手	地域の湧水を、その立地状況を最大限に活かして街の立ち寄りスポットとして、あるいはトレッキング途中の清涼スポットとしてなど、湧水（とその周辺）の価値を高める取組み（水辺の環境整備として、歩道、標識、水汲み場等の整備など）を行う地域づくり活動団体や湧水保全団体、観光関係団体等を想定しています。
具体例（協働形態）	<p>① 水辺の環境整備として歩道、標識、水汲み場等の整備の実施《情報提供、企画立案への参画》</p> <p>② 湧水を活用したトレッキングや健康づくりなどのイベント事業の開催《情報提供、企画立案への参画》</p>
担 当	水大気環境課 023-630-2204 / 課長補佐（水環境担当） 後藤 忠史

## 8 地域における自殺対策の推進

趣 旨	本県における自殺者数は減少傾向にあるものの、人口 10 万人あたりの自殺者数は全国と比較すると高い状況にあることから、様々な視点から対策を講じるため、自殺対策に取り組む又は取り組もうとする民間団体を掘り起こし、県や市町村と協働で自殺対策を推進していく必要があります。
想定される協働相手	県内で自殺対策に取り組むNPO等、保健・福祉等に関わる事業（フリースクール、ひきこもり支援など）を行っているNPO等を想定しています。
具体例 (協働形態)	① 公民館等での困りごと相談《共催、情報の提供》 ② 自殺予防に関するシンポジウムの開催《共催、情報の提供》 ③ 自殺予防に関する街頭キャンペーン（啓発活動）《共催、情報の提供》
担 当	地域福祉推進課 023-630-2268 / 主査 深瀬 健介

## 9 アクティブシニア等を対象とした介護の理解促進

趣 旨	平均寿命の延伸により「人生 100 年時代」とされる中、シニアがやりがいを持ち、活躍できる社会が必要とされています。少子高齢化が進み、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年が目の前に差し掛かっていることから、当該世代の協力が不可欠となっています。 しかし、アクティブシニアの方々の中には、「家族の介護をしなければならないが何をしたら良いかわからない」、「介護業界がどういったことをしているか知らない」など、理解不足により漠然とした不安をもっている現状があります。 そのため、アクティブシニア層に対しては、介護業界でも自分の経験・スキル（配膳・掃除など）を役立てることができるということを認識していただき、介護業界の就労につなげることが必要です。 やりがいを持ってもらうことで、介護予防や認知症予防にもつながることもあると同時に、介護への理解促進を図るものです。
想定される協働相手	アクティブシニア等をターゲットとした事業に取り組んでいるNPO等を想定しています。
具体例 (協働形態)	① アクティブシニアを対象とした、正しい介護の理解を目的としたワークショップ等の開催《共催、後援、情報提供》 ② 介護現場を知ってもらうためのインターン体験の開催《共催、後援、情報提供》 ③ 介護現場への理解を深めるための体験型イベント等の開催《共催、後援、情報提供》
担 当 課	長寿社会政策課 023-630-3359 / 主事 石川 和貴

## 10 外国人と介護職、地域住民との出会い

趣 旨	少子高齢化を背景に、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向け、介護職員の確保が喫緊の課題となっています。 そのため、外国人介護人材の参入が求められてきていますが、外国人が山形県に定住し介護職として就労していくためには、同じ介護職や地域住民とも顔なじみとなり、地域行事に参加するなど、外国人の方に山形県が住みやすい土地であると思ってもらえるような風土の醸成を図る必要があります。
想定される協働相手	外国人の交流事業に取り組んでいるNPO等を想定しています。
具体例 (協働形態)	① 外国人と地域住民等との交流会・ワークショップ等の開催《共催、後援、情報提供》 ② 介護への理解を深めるための体験型イベント等の開催《共催、後援、情報提供》
担 当	長寿社会政策課 023-630-3359 / 主事 石川 和貴

## 11 科学との触れ合いの場の提供による子どもたちの「科学する心」の醸成

趣 旨	本県産業において人材不足が深刻な問題となる中、人材の確保・育成に向けた取組みが強化されています。当課では、その一環として科学技術分野を担う人材育成を目的に、産業科学館の運営など子どもたちに科学との触れ合いの場を提供する事業を行っています。この取組みをさらに拡大し効率的に進めるためには、県内で科学普及活動を行っている団体と協働で子どもたちに働きかけていく必要があります。
想定される協働相手	子ども向けの多彩な科学実験提供の実績がある団体を想定しています。
具体例 (協働形態)	① 科学・産業体験イベントの開催《共催》 ② 県内で開催されるイベント等における科学実験ブースの出展《後援》
担 当	工業戦略技術振興課 023-630-2192 / 主査 土屋 勇一

## 12 民俗芸能や文化財等を通じた地域の文化継承活動の促進

趣 旨	本県には地域に伝わる貴重な文化財が数多くありますが、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化、さらには感染症の世界的な拡大により、地域にのこる文化の継承が難しくなっているケースがみられています。 伝統的な文化の担い手を育成するには、幼少期に地域の民俗芸能や文化財に触れる機会や、そこに居住する方々が学ぶ機会を創出し、積極的に地域づくり活動を促進していく必要があります。
想定される協働相手	各地域にのこる民俗芸能や文化財は個々に異なる特徴をもっており、活用を図りながら人材を育成するには現状や歴史的背景に関する知識が必要となるため、地域で活動している NPO 等を想定しています。
具体例 (協働形態)	① 文化財に触れる体験学習会や公開講座、ワークショップ等の開催《労力の提供、情報の提供、後援》 ② 民俗芸能に触れる体験学習会や公開講座等の開催《労力の提供、情報の提供、後援》
担 当	文化振興・文化財課 023-630-3341 / 文化財活用主査 本木 誉司

## 13 最上地域における看護師の確保

趣 旨	本県ではこれまで、看護師確保のソフト事業を多数実施してきており、県全体の看護師数は H10～30 年の間で 40%以上増加しています。しかしながら、最上地域に限ると 12%程度にとどまっています。 管内の看護師数を見ると、1/3 以上の病院や高齢者施設で不足しています。 最上管内の高校から看護学校に進学した生徒の半数以上が県外に進学しており、また、県内の看護学校の卒業生の状況を見ると 1/3 が県外に就職しています。 このため、最上地域で看護師を確保していくためには、U I J ターン者をターゲットにする必要があります。 新型コロナウイルス感染症に対処しながらも、アフターコロナを見据えて事業を行うことが不可欠です。
想定される協働相手	U I J ターン看護師の掘り起こしには、首都圏等の看護学校を訪問し、就職先の病院や本人にアプローチすることが必要となるため、医療関係のネットワークを有し、首都圏の状況にも通じていること、また、県や看護学校等との円滑な調整ができる NPO 等を想定しています。
具体例 (協働形態)	① 地元の看護学校進学者の進学先の調査《共催》 ② 首都圏等進学者の就職先の把握と本人への勧誘など《共催》 ※ 県では、管内高校の進路指導担当にアプローチして、進学先看護学校を把握するための支援を行うとともに、東京事務所 U ターン情報センターへの協力依頼を行います。
担 当	最上総合支庁保健福祉環境部保健企画課 0233-29-1253 / 保健企画課長 高梨 学

## 14 デジタル社会における未来の図書館を考える

趣 旨	デジタル環境が驚異的に進化する現在にあって、図書館のデジタル化は必須です。 未来の図書館がどう変わりうるのか、ニーズや課題はどうか。行政だけでなくNPOとの協働による検討や試行的実践によって、図書館の役割を考えていく必要があります。
想定される協働相手	地域情報サイトの運営や情報化推進など、すでにICT関連の事業を積極的に行っており、デジタル社会の変化の先を見据えられる柔軟な発想を持ったNPO等を想定しています。
具体例 (協働形態)	① 県立図書館のICT（アクティブラーニングルームなど）を活用した講座等の開催《企画立案・実施への参画》 (例) デジタルリテラシーの向上に資する講座（デジタル時代の著作権講座・ZOOM等活用講座など） ② 国立国会図書館デジタルサービスの県民活用促進に関する講座等の開催《企画立案・実施への参画》
担 当	山形県立図書館企画課 023-631-2523 / 企画専門員 豊田 一寿

## 15 子育てママや働くママが利用しやすい図書館づくり

趣 旨	県立図書館は、「赤ちゃんから高齢者まで全世代が集い学ぶ図書館」を目指しています。 令和2年2月のリニューアルにより、「子どもエリア」や「ビジネスコーナー」を新設するとともに、小さなお子様連れでも、気兼ねなく来館いただけるよう1階はBGMが流れる適度な会話も楽しめる空間にしています。 令和2年度に実施した県政アンケート調査結果を見ると、県立図書館のこれらの機能はまだまだ認知されていないことから、広く知っていただくと共に、さらに利用しやすい図書館づくりを進めていきたいと考えています。
想定される協働相手	子育て中のママに関するリアルな情報を持っているとともに、ママ向けの事業を積極的に展開しているNPO等を想定しています。
具体例 (協働形態)	① 童話や絵本、児童書等を活用した子育てを応援する講座やイベント等の開催《企画立案・実施への参画》 ② ビジネス書等を活用した働くママを応援する講座やイベント等の開催《企画立案・実施への参画》 ③ 子育て中の皆さんが利用しやすい図書館づくりの試行と実践《企画立案・実施への参画》
担 当	山形県立図書館企画課 023-631-2523 / 図書館活性化主査 遠藤 佳代子

## 企画提案書

募集要項に規定される応募団体の資格を有する団体であることを宣誓し、企画提案書を提出します。

重点課題テーマ又は 県政課題テーマ		※自由提案部門の場合は記入不要	
事業名			
事業費	総事業費	円	
	うち希望 補助金額	円	
申請者 【団体概要】	ふりがな  団体名	<input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 ←該当する方をチェックしてください。↓ 「やまがた社会貢献基金」の助成を受けたことがありますか。 <input type="checkbox"/> ある( 回) <input type="checkbox"/> ない	
	所在地		郵便番号  住所
	代表者	役職名  ふりがな  氏名	印
	活動開始年月	昭和・平成・令和	年 月 日から
	主な活動地域		
	会員数		
	活動目的		
	活動実績		
	事業(会計)年度	月 日 から	月 日 まで
	令和3年度に補助・助成 を受ける(予定を含む) 補助金・助成金	※提案事業において補助・助成を受ける(予定を含む) 補助金・助成金の名称、金額	
連絡先	担当者	役職名	
		ふりがな  氏名	
	通知等 送付先	郵便番号	
		住所	
		電話番号	※日中に連絡可能な電話番号を記入してください。
		FAX番号	
メールアドレス	※確実に連絡可能なメールアドレスを記入してください。		

以下の添付書類とともに提出します。

※提出の際に漏れが無いが、チェックしてください。書類は全てA4判の片面印刷とします。

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 事業計画書(様式第2号)<br><input type="checkbox"/> 収支予算書(様式第3号)<br><input type="checkbox"/> 団体の定款・規約・会則等<br><input type="checkbox"/> 団体を紹介した各種記事など(必要に応じてA4判3枚まで) | <input type="checkbox"/> 最新の役員名簿<br><input type="checkbox"/> 現年度の団体の事業計画書・予算書<br><input type="checkbox"/> 前年度の団体の決算書<br><input type="checkbox"/> 押印の確認(代表者印) |
|--|--|



# 事業計画書

団体名 \_\_\_\_\_

事業名	
事業実施期間	事業採択決定の日 から 令和 年 月 日 まで
事業目的	・地域における課題とその背景、事業の目的
事業内容	・具体的な事業内容(いつ、どこで、何を、どのように(誰を対象に)、事業の公益性・必要性) ※独創性・先進性のある事業の場合は、その点についても記載してください。
実施体制	・責任者、担当者、事業に従事するスタッフ数、協働相手、協働形態・具体的な内容
スケジュール	・実施に向けたスケジュール(予定) 時期 内容 ・ ・ ・ ・
事業効果	・どのような成果をあげられるか、具体的に記入してください。
関連するこれまでの取り組み	・これまでの取り組みの成果・反省点とそれを踏まえた工夫の内容
今後の展望	・今後、事業としてどのように成り立たせていくか。

※文字サイズは11ポイント以上とし、1ページ以内に収まるよう簡潔に記入してください。

(様式第3号)

## 収支予算書

団体名 \_\_\_\_\_

### 1 収入の部 (単位:円)

区 分	予算額	内 訳
県 補 助 金		
当該事業による収入		
そ の 他 収 入		
自 己 資 金		
計		

### 2 支出の部 (単位:円)

区 分	予算額	内 訳
謝金		
旅費		
印刷製本費		
消耗品・材料購入費		
通信運搬費		
保険料		
使用料		
人件費		
(委託費)		
(その他)		
補助対象経費計		
補助対象外経費計		
合計		

※支出の部の区分は、募集要項3(2)の「補助対象経費」に基づき記入してください。

※補助対象外経費がある場合は、補助対象経費と分けて記入してください。

# 【記入例】

(様式第1号)

## 企画提案書

募集要項に規定される応募団体の資格を有する団体であることを宣誓し、企画提案

重点課題テーマ又は 県政課題テーマ	※自由提案部門の場合は記入不要 1 ○○○美化活動の持続可能な展開	募集要項を確認して、企画提案する重点課題テーマ又は県政課題テーマ名を記入すること(自由課題部門の場合は記入不要)
事業名	花の植栽で安全・安心なまちづくり支援活動	
事業費	総事業費	500,000 円
	うち希望補助金額	300,000 円

事業内容を簡潔に表す事業名を考慮して記入すること

申請者【団体概要】	ふりがな	おもいをつなぐやまがたしゃかいこうけんのかい		
	団体名	想いをつなぐやまがた社会貢献の会		
	所在地	郵便番号	○○○-○○○○	
		住所	山形市松波○-○-○	
	代表者	役職名	会長	
		ふりがな 氏名	やまがた たろう 山形 太郎	任意団体は、代表者の私印を押印すること
	活動開始年月	昭和・平成 <del>・令和</del> 10 年 5 月から		
	主な活動地域	山形市		
	会員数	30名		
	活動目的	美しい地域づくりと助けあいのまちづくりを目的に活動している		
活動実績	・歩道や公園への花の植栽 ・社会貢献活動を行う団体との交流及び人材の			
事業(会計)年度	4 月 1 日 から 3 月 3 1 日 まで			
令和3年度に補助・助成を受ける(予定を含む)補助金・助成金	※提案事業において補助・助成を受ける(予定を含む)補助金 社会貢献活動助成金(○○財団) 100,000円			
連絡先	担当者	役職名	事務局長	
		ふりがな 氏名	こうけん はなこ 貢献 花子	
	通知等送付先	郵便番号	○○○-○○○○	
		住所	山形市緑町○-○-○ (事務局長自宅)	
		電話番号	※日中に連絡可能な電話番号を記入してください。 ○○○-○○○-○○○○	
FAX番号		○○○-○○○-○○○○		
	メールアドレス	※確実に連絡可能なメールアドレスを記入してください。 ○○○@○○○.○○○.j p		

定款・規約等から抜粋して記入すること

申請団体の事業年度を記入すること

提案する事業について行政機関(国等)の補助金と並行して応募することはできませんが、当該補助金が決定した場合、やまがた社会貢献基金協働助成事業の提案事業を辞退していただきます。

提出書類の作成担当者など、今後、県からの連絡・問合せ等に対し、窓口になる方を記入すること。上記代表者と同じ場合も、再度記入すること。

以下の添付書類とともに提出します。

※提出の際に漏れが無いように、チェックしてください。書類は全てA4判の片面印刷とします。

- ☑ 事業計画書(様式第2号)
- ☑ 最新の役員名簿
- ☑ 収支予算書(様式第3号)
- ☑ 現年度の団体の事業計画書・予算書
- ☑ 団体の定款・規約・会則等
- ☑ 前年度の団体の決算書
- ☑ 団体を紹介した各種記事など(必要に応じてA4判3枚まで)
- ☑ 押印の確認(代表者印)

# 【記入例】

(様式第2号)

## 事業計画書

内容は簡潔に記載すること

団体名 想いをつなぐやまがた社会貢献の会

事業名	花の植栽で安全・安心なまちづくり支援活動												
事業実施期間	事業採択決定の日 から 令和3年 12月 31日 まで												
事業目的	<p>・地域における課題とその背景、事業の目的</p> <p>県内各地では、環境保全や美しい地域づくりを目的に、多くのボランティアによって歩道や公園等に花の植栽活動が行われています。植栽することで、ゴミのポイ捨てが減るばかりでなく、地域活動の活性化にもつながると思います。このことは、子どもから大人まで快適に安心して過ごせるまちづくりというテーマにも合致し、今後の活動を継続していく契機にもしたいと考え、提案するものです。</p>												
事業内容	<p>・具体的な事業内容(いつ、どこで、何を、どのように(誰を対象に)、事業の公益性・必要性) ※独創性・先進性のある事業の場合は、その点についても記載してください。</p> <p>①花の植栽 6月から10月の期間中に月1回程度、〇〇市内〇〇地区で、地域住民・企業・学生にも参加を呼びかけて、歩道沿いに花の植栽活動を行います。</p> <p>②植栽活動の支援 9月中旬、〇〇市内の〇〇センターにて、植栽活動に取り組みたい、技術を磨きたいという方を対象に、地域の現状を知り、市民が楽しく美化活動するための方法について話し合うワークショップを開催します。 本事業は、自ら植栽活動を行うだけではなく、潜在的な人材である方々に呼びかけて活動に参加してもらう契機を提供する点に独創性があります。また、会員には農業関係者がいるため、花きの専門知識も共有でき、関係団体との協力・連携を深めることで、活動の新たな発展や継続が見込まれます。</p>												
実施体制	<p>・責任者、担当者、事業に従事するスタッフ数、協働相手、協働形態・<b>具体</b></p> <p>責任者：会長 山形太郎 担当者：スタッフ 基金次郎 事業に従事するスタッフ数：10名 協働相手：山形県〇〇課〇〇係、〇〇〇(株) 〇〇部 協働形態・内容：ワークショップを県と共催で実施、実行委員会を構成</p> <p>・企業や行政機関の場合は、担当の課係まで記入すること ・協働の形態・内容が分かるように記載すること</p>												
スケジュール	<p>・実施に向けたスケジュール(予定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月</td> <td>・関係者調整(植栽活動を行う場所の検討)</td> </tr> <tr> <td>6～10月</td> <td>・植栽活動</td> </tr> <tr> <td>7～8月</td> <td>・ワークショップ開催に向けて実施内容検討、開催案内</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>・ワークショップ開催</td> </tr> <tr> <td>11月～</td> <td>・事業まとめ</td> </tr> </tbody> </table>	時期	内容	5月	・関係者調整(植栽活動を行う場所の検討)	6～10月	・植栽活動	7～8月	・ワークショップ開催に向けて実施内容検討、開催案内	9月	・ワークショップ開催	11月～	・事業まとめ
時期	内容												
5月	・関係者調整(植栽活動を行う場所の検討)												
6～10月	・植栽活動												
7～8月	・ワークショップ開催に向けて実施内容検討、開催案内												
9月	・ワークショップ開催												
11月～	・事業まとめ												
事業効果	<p>・どのような成果をあげられるか、具体的に記入してください。</p> <p>多くの方々から植栽活動に参加していただき、地域をきれいにします。また、ワークショップを開催することで、活動に参加するきっかけづくりを行います。 ・植栽活動参加者 のべ〇〇人、ワークショップ参加者 のべ〇〇人</p>												
関連するこれまでの取組み	<p>・これまでの取組みの成果・反省点とそれを踏まえた工夫の内容</p> <p>地域の歩道や公園への植栽には団体設立時から取り組んでいますが、近年は、会員だけでなく、近隣企業や地域住民の参加も多くなってきました。より多くの方々から参加していただけるよう、地元の大学生に対しても参加の呼びかけを行う予定です。</p>												
今後の展望	<p>・今後、事業としてどのように成り立たせていくか</p> <p>この事業で得たノウハウや活動資材、連携団体とのつながりを活かして、事業終了後も継続して事業を実施していく予定です。 各イベントの実施の際には、本会のPRを行い、支援者の獲得につなげます。</p>												

※文字サイズは11ポイント以上とし、1ページ以内に収まるよう簡潔に記入してください。

# 【記入例】

(様式第3号)

## 収支予算書

団体名 想いをつなぐやまがた社会貢献の会

### 1 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	内訳
県 補 助 金	300,000	
当該事業による収入	10,000	花苗バザー販売 @50×200個
そ の 他 収 入	100,000	社会貢献活動助成金 (〇〇財団)
自 己 資 金	90,000	
計	500,000	

参加料収入等が見込まれる場合は、「当該事業による収入」として当該収入額(内訳)を計上すること

民間企業や財団等からの助成金が見込まれる場合は、「その他収入」として当該助成金の額を計上すること

### 2 支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	内訳
謝金	100,000	花苗手入れの指導料 @10,000×10回
旅費	20,000	スタッフの交通費 @1,000×10回×2名
印刷製本費	10,000	成果報告用パネルの作成 8,000円 報告書作成 2,000円
消耗品・材料購入費	300,000	植栽手入れ用スコップ @5,000円×10本=50,000円 軍手、バケツなど一式40,000円 園芸機材A @10,000×15個=150,000円 園芸機材B @20,000×3個=60,000円
通信運搬費	5,000	事業及びイベント告知等 郵便切手 @84×50=4,200円 宅配 @800×1=800円
保険料	5,000	ワークショップイベント保険
使用料	10,000	運搬用トラック借上げ代 (1台・1日)
人件費	40,000	機材運搬等に係る人件費 @4,000×10回=40,000円
補助対象経費計	490,000	
食糧費	10,000	参加者への弁当代 @500×20人=10,000円
補助対象経費外計	10,000	
合計	500,000	

謝金は一人当たり10万円以内となっているか注意

消耗品等の単価は5万円未満のものとなっているか注意

人件費は補助金額の3割以内(記載例の場合は県補助金30万円の3割以内なので9万円以内)となっているか注意

食糧費は「補助対象外」となるため、補助対象外経費として記載する

※支出の部の区分は、募集要項3(2)の「補助対象経費」に基づき記入してください。

※補助対象外経費がある場合は、補助対象経費と分けて記入してください。

## 協働助成事業 Q & A

(応募団体の資格)

Q 1 社団法人や財団法人、学校法人、社会福祉法人は応募できますか。

A 1 応募できません。NPO法人や主として社会貢献活動を行う民間の団体を対象としています。

Q 2 団体の設立から1年未満の場合でも、応募できますか。

A 2 応募時と異なる名称で活動していた期間がある場合でも、団体の設立目的や活動内容などが同じで実質的に同じ組織とみなされる場合は、その活動期間も通算することができます。通算した結果、1年以上となる場合は、応募することができます。

(補助対象事業)

Q 3 団体が継続的に実施している事業でも応募できますか。

A 3 応募できます。ただし、やまがた社会貢献基金協働助成事業（一般型）の重点課題部門、県政課題部門に応募する場合は、その事業が重点課題、県政課題の各テーマに、協働助成事業（テーマ希望型）に応募する場合は寄附者希望テーマに適合していることが必要です。

Q 4 応募できない事業として、「過去にやまがた社会貢献基金の助成を受けた団体において、同じ事業内容で2回助成を受けたことのある事業」とありますが、どのような場合が該当しますか。

A 4 例えば、過去に実施した事業と内容が同じで、実施場所や対象者が異なる場合などが該当します。

Q 5 他の補助金に申請中又は申請予定の事業でも応募できますか。

A 5 ① 申請中又は申請予定の補助金が国、県又は市町村の事業である場合  
→ 応募することはできますが、やまがた社会貢献基金協働助成事業に採択され、かつ国等の事業でも補助が決定した場合は、やまがた社会貢献基金協働助成事業を辞退していただきます。  
② ①以外の民間企業や財団等の助成金の場合  
→ 応募することができます。ただし、その場合「収支予算書」の収入の部に、当該助成金を計上してください。

Q 6 県外を主たる活動地域とする事業でも応募できますか。

A 6 応募できません。やまがた社会貢献基金は、社会や地域に貢献したいという“想い”を持った県民の皆さまからの寄附を地域や社会の課題解決に取り組む活動につなぐという趣旨で創設されたものであるため、応募できる事業は、県内を主たる活動地域として行われるものに限定しています。

(事業実施期間)

Q 7 いつから事業を開始することができますか。

A 7 公開プレゼンテーション審査会における審査を経て、県が補助する事業を決定します。事業は事業の採択日から実施することができます。なお、採択決定については5月下旬を予定しています。また、事業は令和4年2月末日までに終了していただきます。

(補助対象経費)

Q 8 (全般) 事務所の賃借料等の団体の運営上必要な経費は補助対象になりますか。

A 8 あくまでも、補助事業に直接必要な経費が対象となります。そのため、事務所の賃借料、光熱水費、インターネットプロバイダー利用料等の経費は補助対象となりません。

Q 9 (全般) 申請書類や報告書類の郵送費、補助金の申請・報告等についての個別相談のための交通費は補助対象になりますか。

A 9 事業実施に直接要する経費ではないため、補助対象となりません。

Q 10 (全般) 講師への昼食代は補助対象となりますか。

A 10 飲食代、飲料水購入費等は補助対象となりません。なお、子ども達を対象とした郷土料理の伝承など、事業実施に必要な食材費は、消耗品・材料購入費に計上してください。

Q 11 (謝金) 団体の関係者(役員、会員、職員)が講師を務める場合に支払う謝礼金は、補助対象になりますか。

A 11 謝金の対象は、外部から招聘した講師等にも認められます。団体の関係者が講師を務める場合は、人件費として補助対象となります。ただし、補助対象となる人件費は、補助金額の3割以内の額となります。

Q12（消耗品・材料購入費）パンフレットやチラシ等を自分たちで作成する場合、インクの購入費は、補助対象になりますか。

A12 事業実施にあたり必要なものとして購入し使用した場合は、補助対象となります。この場合、消耗品・材料購入費に計上してください。

Q13（人件費）職員の人件費は補助対象になりますか。

A13 事業実施に直接要する経費が補助対象となります。そのため、当該事業に従事した時間分に関し、補助対象となります。ただし、その額は、補助金額の3割以内の額となります。

Q14（その他）その他知事が必要と認める経費はどのようなものがありますか。

A14 企画提案の内容によって異なりますが、例えば謝金等を口座振込で支払う際の振込手数料などがあげられます。

Q15（収入）参加料を徴収する予定ですが、その参加料収入はどう計上すればよいですか。

A15 参加料収入や作成した印刷物の頒布収入、協賛金収入等が見込まれる場合は、「収支予算書」の収入の部に「当該事業による収入」として当該収入額を計上してください。

（応募書類）

Q16 応募の時点で、前年度の決算が確定していない場合、いつの決算書を提出することになりますか。

A16 直近の決算書（前々年度のもの）を提出してください。また、補助事業として採択された場合は、交付申請書提出時に前年の決算書を提出していただくこととなります。

（プレゼンテーション）

Q17 プレゼンテーションはどのような方法で行えばよいですか。

A17 プレゼンテーションはパソコンを使用して行うもの（Microsoftパワーポイント、Windowsメディアプレイヤーを使用することができます）や応募団体が作成した紙媒体の資料を用いて行うものとなります。1団体あたりのプレゼンテーションは、審査員からの質疑応答を含め10分程度の予定です。

なお、Web会議ツールを使用し、オンラインで実施する場合があります。